

※改定箇所は、下線赤字箇所になります。

秦野市国民保護計画 (改定案)



秦 野 市

目 次

第1編 総論	1
第1章 本市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 本市の責務及び本市の国民保護計画位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等	4
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章 本市の役割及び関係機関の事務又は業務等	5
1 本市の事務又は業務	5
2 県の事務又は業務	5
3 関係機関の事務又は業務	6
第4章 本市の地理的、社会的特徴	9
1 地形	9
2 気候	9
3 人口分布	9
4 道路の位置等	10
5 鉄道の位置等	11
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	12
1 武力攻撃事態	12
2 緊急対処事態	13

第2編	平素からの備えや予防	14
第1章	組織・体制の整備等	14
第1	本市における組織・体制の整備	14
1	本市の各部等における平素の業務	14
2	本市における連携体制の整備	15
3	消防機関の体制	16
第2	関係機関との連携体制の整備	18
1	基本的考え方	18
2	県との連携	18
3	近隣市町村との連携	19
4	指定公共機関等との連携	19
5	自主防災組織等に対する支援	20
第3	通信の確保	21
1	通信体制の整備	21
2	通信訓練の実施	21
3	非常時の通信体制の確保	21
第4	情報収集・提供等の体制整備	22
1	基本的考え方	22
2	警報等の伝達に必要な準備	22
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	23
第5	国民の権利利益の救済に係る手続等	24
1	国民の権利利益の迅速な救済	24
2	国民の権利利益に関する文書の保存	24
第6	研修及び訓練	25
1	研修	25
2	訓練	25
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え	27
1	避難に関する基本的事項	27
2	避難実施要領のパターンの作成	27
3	救援に関する基本的事項	28
4	運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の共有等	28
5	避難施設に係る情報の共有	28

6	生活関連等施設の把握等	28
第3章	物資及び資機材の備蓄、整備	30
1	本市における備蓄	30
2	本市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	30
第4章	啓発	32
1	国民保護に関する啓発	32
2	<u>武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</u>	32
	32
第3編	武力攻撃事態等への対処	34
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	34
1	事態認定前における危機管理対策本部の設置及び初動措置	34
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	35
第2章	市対策本部の設置等	36
1	市対策本部の設置	36
2	通信の確保	38
3	広報の実施	39
第3章	関係機関相互の連携	40
1	国・県の対策本部との連携	40
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	40
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	40
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	41
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	41
6	市の行う応援等	42
7	自主防災組織等に対する支援等	43
8	市民への協力要請	43
第4章	警報の伝達及び避難住民の誘導等	44
第1	警報の伝達等	44
1	警報の内容の伝達等	44
2	警報の内容の伝達方法	44
3	緊急通報の伝達及び通知	45
第2	避難住民の誘導等	46
1	避難の指示の通知及び伝達	46

2	避難実施要領の策定	46
3	避難住民の誘導	47
第5章	救援	50
1	救援の実施	50
2	救援における物資の売渡し要請等	53
3	関係機関との連携	54
第6章	安否情報の収集及び提供	56
1	安否情報の収集	56
2	県に対する報告	56
3	安否情報の照会に対する回答	56
4	日本赤十字社に対する協力	57
第7章	武力攻撃災害への対処	58
第1	武力攻撃災害への対処	58
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	58
2	武力攻撃災害の兆候の通報	58
3	生活関連等施設の安全確保	59
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	59
第2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	60
1	武力攻撃原子力災害への対処	60
2	NBC攻撃による災害への対処	60
第3	応急措置等	63
1	退避の指示	63
2	事前措置	64
3	警戒区域の設定	64
4	応急公用負担等	65
5	消防に関する措置等	65
第8章	被災情報の収集及び報告	68
1	被災情報の収集及び報告	68
第9章	保健衛生の確保等	69
1	保健衛生の確保	69
2	廃棄物の処理	69
第10章	国民生活の安定に関する措置	71
1	生活関連物資等の価格安定	71

2	避難住民等の生活安定等	71
3	生活基盤等の確保	71
第11章	特殊標章等の交付及び管理	72
1	特殊標章等の意義	72
2	国民保護法で保護される特殊標章等	72
3	特殊標章等の交付及び管理	72
4	特殊標章等に係る普及啓発	73
第4編	復旧等	74
第1章	応急の復旧	74
1	基本的考え方	74
2	ライフライン施設の応急の復旧	74
3	輸送路の確保に関する応急復旧等	75
第2章	武力攻撃災害の復旧	76
1	国における所要の法制の整備等	76
2	本市が管理する施設及び設備の復旧	76
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	77
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	77
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	77
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	77
第5編	緊急対処事態への対処	78
1	緊急対処事態	78
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	78

第Ⅰ編 総論

第Ⅰ章 本市の責務、計画の位置づけ、構成等

本市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、本市の責務を明らかにするとともに、本市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

Ⅰ 本市の責務及び本市の国民保護計画の位置づけ

(1) 本市の責務

本市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という）及び神奈川県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、本市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

本市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、本市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・ 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連

携に関すること

- ・ 上記のほか、市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、適切な見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、本市の国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、神奈川県知事（以下「知事」という。）に協議し、本市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

本市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

本市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

本市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、損害補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

本市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

本市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

本市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、本市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう事業所等との連携体制の確保に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

本市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の保護について留意する。

また、本市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等

本市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

本市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 本市の役割及び関係機関の事務又は業務等

本市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における本市の役割を確認するとともに関係機関の事務又は業務について、あらかじめ把握しておくものとする。なお、関係機関の主な事務又は業務については、次のとおりである。

1 本市の事務又は業務

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県の事務又は業務

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県の国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を超える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の

設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

(9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施

(10) 交通規制の実施

(11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関の事務又は業務

【指定地方行政機関】

(1) 関東農政局（神奈川県拠点）

- ・ 武力攻撃災害時における応急用食料等の調達・供給に関する事務
- ・ 農業関連施設の応急復旧

(2) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）

- ・ 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給

(3) 関東地方整備局（横浜国道事務所）

- ・ 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧

(4) 関東管区警察局

- ・ 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
- ・ 他管区警察局との連携
- ・ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- ・ 警察通信の確保及び統制

(5) 関東財務局（横浜財務事務所）

- ・ 財政融資資金の貸付
- ・ 金融機関等に関する措置
- ・ 国有財産の無償貸付
- ・ 財政上の措置

(6) 関東運輸局（神奈川運輸支局）

- ・ 運送事業者との連絡調整
- ・ 運送施設及び車両の安全保安

(7) 東京管区气象台（横浜地方气象台）

- ・ 気象状況の把握及び情報の提供

【自衛隊】

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定公共機関】

- (1) 日本赤十字社
 - ・ 救援への協力
 - ・ 救援に関する団体、個人による協力活動の連絡調整
 - ・ 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
- (2) 独立行政法人国立病院機構
 - ・ 医療助産等救護活動の実施
- (3) 公共的施設管理者（中日本高速道路（株））
 - ・ 道路の適切な管理
 - ・ 道路の応急復旧
- (4) 電気事業者（東京電力パワーグリッド（株））
 - ・ 施設の整備及び点検
 - ・ 被災地に対する電力供給の確保
 - ・ 被災施設の応急復旧
- (5) バス事業者（神奈川中央交通（株））
 - ・ 避難住民の運送の確保
- (6) 鉄道事業者（小田急電鉄（株））
 - ・ 避難住民の運送及び緊急物資の運送確保
 - ・ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (7) 電気通信事業者（東日本電信電話（株））
 - ・ 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
 - ・ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
 - ・ 電気通信施設の被害調査及び復旧
- (8) 放送事業者（日本放送協会）
 - ・ 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (9) 日本銀行
 - ・ 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - ・ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
- (10) 郵便事業（株）
 - ・ 郵便の送達の確保
 - ・ 窓口業務の維持

【指定地方公共機関】

- (1) (社)神奈川県医師会、(社)神奈川県歯科医師会、(社)神奈川県薬剤師会
 - ・ 医療助産等救護活動の実施
 - ・ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (2) ガス事業者（秦野ガス（株））
 - ・ 施設の整備及び点検
 - ・ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ・ 被災施設の応急復旧
- (3) (社)神奈川県バス協会
 - ・ 避難住民の運送の確保
- (4) (社)神奈川県トラック協会
 - ・ 緊急物資の運送の確保
- (5) 放送事業者（（株）アール・エフ・ラジオ日本、（株）テレビ神奈川、横浜エフエム放送（株））
 - ・ 警報及び避難の指示（警報の解除及び指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 本市の地理的、社会的特徴

本市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき本市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

本市は、神奈川県西部に位置し、市域の東部には伊勢原市、西部は松田町及び大井町、南部には、中井町及び平塚市、北部は山北町、清川村及び厚木市に接し、面積103.76平方キロメートルを有している。

北方には、いわゆる神奈川県の屋根丹沢連峰が控え、南方には、渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走っている。市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰のりょう線の合間から発しており、中でも塔ノ岳から発する水無川及び春嶽沢から発する金目川は、いわゆるデルタ地帯を形成し、これが今日の中心市街地となっている。

なお、市域の中心部は、東京から約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にあり、市庁舎（桜町一丁目3番2号）は、東経139度13分24秒、北緯35度22分17秒に位置している。

2 気候

本市の気候は、太平洋岸気候に属し、海洋気象の影響を受け降霜・降雪が少なく、冬期は、東南東、夏期は、東方の風が多いが、風速は弱く、比較的温暖である。

令和4年の年間平均気温は、15.9度、総降水量は、1,782.5ミリである。

3 人口分布

本市の人口は、令和5年4月1日現在、161,279人（男81,465人、女79,814人）で、県内人口の1.75パーセントを占め、県内12位となっている。

人口密度は、1平方キロメートル当たり1,554人（令和5年4月1日現在）である。地区別の人口分布状況（総人口に占める割合）は、次のとおりである。

地区別人口と世帯

地区	世帯	人口			総人口に占める割合 (%)
		計	男	女	
総数	世帯 <u>72,359</u>	人 <u>161,279</u>	人 <u>81,465</u>	人 <u>79,814</u>	% <u>100.0</u>
本町	<u>9,230</u>	<u>20,558</u>	<u>10,322</u>	<u>10,236</u>	<u>12.8</u>
南	<u>13,560</u>	<u>32,457</u>	<u>15,979</u>	<u>16,478</u>	<u>20.1</u>
東	<u>6,454</u>	<u>15,458</u>	<u>7,675</u>	<u>7,783</u>	<u>9.6</u>
北	<u>5,225</u>	<u>13,133</u>	<u>6,699</u>	<u>6,434</u>	<u>8.1</u>
大根	<u>13,427</u>	<u>24,900</u>	<u>13,388</u>	<u>11,512</u>	<u>15.4</u>
鶴巻	<u>7,462</u>	<u>14,611</u>	<u>7,206</u>	<u>7,405</u>	<u>9.1</u>
西	<u>16,249</u>	<u>38,119</u>	<u>19,133</u>	<u>18,986</u>	<u>23.6</u>
上	<u>752</u>	<u>2,043</u>	<u>1,063</u>	<u>980</u>	<u>1.3</u>

また、令和2年国勢調査の結果では、昼間人口は142,491人、夜間人口（国勢調査人口）は、162,439人であり、国勢調査人口に対する昼間人口の割合は、87.7パーセントである。

さらに、市外を就業地・通学地として本市から流出している人口は、38,938人（うち就業者33,585人、通学者5,353人）、本市を就業地・通学地として他市から流入している人口は、18,200人（就業者15,964人、通学者2,236人）で、流出超過人口は、20,738人となっている。

4 道路の位置等

本市には、令和5年4月1日現在、市道、県道、国道をあわせて総延長651,869mの道路がある。

主要な道路としては、第一東海自動車道（東名高速）が、本市の東部から南部へ延び、南端の中井町との行政境に秦野・中井インターチェンジが位置する。第二東海自動車道（新東名高速）は、本市の東部から北部、西部へ延び、北部には秦野丹沢スマートインターチェンジが位置し、西部には松田町との行政境に新秦野インターチェンジが位置する。一般国道246号は、本市中心部を横断し、東西方面に延びている。

また、東方に延びる道路として県道62号（平塚秦野）及び県道613号（曾屋鶴巻）がある。南北に延びる道路としては、本市中心部から北方方面へ県道70号（秦野清川）、南方へ県道71号（秦野二宮）がある。

5 鉄道の位置等

鉄道は、小田急小田原線が、東京方面に当たる東部から小田原方面に当たる西部に延びており、市内には、東側から鶴巻温泉駅、東海大学前駅、秦野駅、渋沢駅の4つの駅があり、令和3年度の4駅合計の一日平均の乗降人員は約8万9千人である。秦野駅から新宿駅への所要時間は、急行で約1時間10分、小田原へは約20分である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、次に掲げる4類型が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻

特徴

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられる。
- ・ 被害の範囲は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては大きな被害が生じるおそれがある。
- ・ NBC（核、生物、化学）兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

特徴

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であ

るが、あらかじめ攻撃目標を特定することは困難である。

- ・ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 本市における組織・体制の整備

本市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、各部局の平素の業務、職員の配備基準等について、次のとおり定める。

1 本市の各部等における平素の業務

本市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行うものとする。

- 政策部
 - ・ 情報システムの整備に関する事。
 - ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事。
 - ・ 広報体制の整備に関する事。
- 総務部
 - ・ 庁舎（対策本部）の管理に関する事。
- 暮らし安心部
 - ・ 市国民保護協議会に関する事。
 - ・ 警報等の伝達体制の整備に関する事。
 - ・ 通信体制の整備に関する事。
 - ・ 安否情報の収集等に係る体制整備に関する事。
 - ・ 被災情報の収集等に係る体制整備に関する事。
 - ・ 避難実施要領のパターンの作成に関する事。
 - ・ 物資及び資機材の備蓄に関する事。
 - ・ 国民保護に係る啓発に関する事。
 - ・ 関係機関との連携体制の整備に関する事。
 - ・ 自主防災組織の支援に関する事。
 - ・ 研修、訓練に関する事。
 - ・ 住民情報の管理に関する事。
- 文化スポーツ部
 - ・ 生涯学習施設の機能の確保に関する事。
 - ・ 生涯学習施設の避難体制に関する事。
- 福祉部
 - ・ 福祉施設の避難体制に関する事。
- こども健康部
 - ・ 医療機関との連絡調整に関する事。

- 環境産業部
 - ・ 医薬品等の整備に関する事。
- 都市部
 - ・ 生活必需物資の調達体制の整備に関する事。
- 建設部
 - ・ 公共輸送機関との連絡調整に関する事。
 - ・ 道路施設の機能確保に関する事。
 - ・ 関係機関等との連携体制の整備に関する事。
- 上下水道局
 - ・ ライフライン（上下水道施設）の機能の確保に関する事。
 - ・ 生活関連等施設に関する事。
 - ・ 関係機関等との連携体制の整備に関する事。
- 教育委員会
 - ・ 学校施設の機能の確保に関する事。
 - ・ 学校施設の避難体制に関する事。
 - ・ 学校における啓発に関する事。
- 消防本部
 - ・ 消防用資機材の整備及び管理に関する事。
 - ・ 消防団の育成に関する事。
 - ・ 危険物等の情報収集に関する事。
 - ・ 関係機関等との連携体制の整備に関する事。

2 本市における連携体制の整備

(1) 24時間即応体制の確立

本市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部及び消防署（以下「消防本部等」という。）との連携を図り、国民保護担当部署に連絡が取れる24時間即応可能な危機管理体制を確保する。

(2) 本市の体制及び職員の配備基準等

本市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、次の体制を整備するとともに、その配備基準を定める。

		体 制	配 備 内 容
事 態 認 定 前		危機管理対策本部 (災害対策本部)	<p>重大事件・事故等にかかる危機管理体制に基づき発生した事案の内容、規模等によりレベル1からレベル3までの段階で本部を設置し、事案により配備職員を決定</p> <p>※ 大規模な火災、爆発等の事故等については、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、発生した事故等の規模、内容に応じて本部員を配備（本部員により関係職員を配備）</p>
事 態 認 定 後	本 部 未 設 置	危機管理対策本部 (災害対策本部)	同 上
	本 部 設 置	国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部)	市長を本部長に、副本部長に副市長、部員として15部長等で構成し、全職員の配備とする。

(3) 職員の配備に係る業務内容

本市は、上記配備に係る業務内容について別に定める。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部等における体制

消防本部等は、本市における配備基準等と同様に、消防本部等における初

動体制を整備するとともに、既に定めた配備基準に準じて対応する。その際、本市は、消防本部等における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部等との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進

本市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、本市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、本市は、消防本部等における配備基準等を参考に、消防団員の配備基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

本市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

本市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

本市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

本市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

本市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

本市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

本市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と本市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、本市が管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に提供できるよう、県警察と必要

な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

本市は、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防本部等の連携体制の整備

本市は、消防本部等の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防本部等との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防本部等相互の連携を図る。また、消防本部等のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

本市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先等についての情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

本市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに救急時の医療ネットワークとの連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

本市は、関係機関から必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

本市は、市内の事業所等における防災対策の取組みを踏まえ、市内事業所等との連携体制の確保に努める。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

本市は、自主防災組織が行う、消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努めるとともに、国民保護措置についての訓練の実施の促進に努めるものとする。さらに、本市は、自主防災組織等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び本市等との間の連携が図られるよう配慮する。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体に対する支援

本市は、防災のための連携体制を踏まえ、ボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

本市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 通信体制の整備

本市は、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施するため、防災通信網の整備等により関係機関との情報伝達手段の確保を図る。通信網の整備に当たっては、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備、非常用電源の確保等に留意する。

2 通信訓練の実施

本市は、武力攻撃災害により、通信がふくそう若しくは途絶した場合等を想定して、関係機関との通信訓練の実施に努める。

3 非常時の通信体制の確保

本市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

本市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

本市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適切に提供するための体制を整備する。

また、高齢者、障害者等への情報の伝達に際し、援護を要する者及び通常的手段では、情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報の伝達ができるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害等により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

本市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 本市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、高齢者、障害者等に対する伝達に配慮するものとする。

(2) 防災行政無線の活用

本市は、既に整備した防災行政無線について、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等にも活用等を図る。

(3) 県警察との連携

本市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係る警報のサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

本市は、県から警報の通知を受けたときに迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

本市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令に規定する安否情報収集様式により、円滑に収集することができるよう必要な準備をする。

(2) 安否情報の整理等のための体制整備

本市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、職員に対し、必要な研修・訓練をする場を設けるよう努める。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

本市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報の収集について協力を求める可能性のある機関等について、あらかじめ把握しておく。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

本市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡について必要な体制の整備を図る。

第5 国民の権利利益の救済に係る手続等

本市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するため、次のとおり、国民の権利利益の救済に係る体制等について定める。

1 国民の権利利益の迅速な救済

本市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応するための体制の整備をする。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事(法第82条)
	応急公用負担に関する事(法第113条第1・5項)
損害賠償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申し立てに関する事(法第6条、175条)	
訴訟に関する事(法第6条、175条)	

2 国民の権利利益に関する文書の保存

本市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

本市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第6 研修及び訓練

本市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員の研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

本市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、関係する研修機関を有効に活用するよう努める。

(2) 研修機会の確保

本市は、職員等に対して、国・県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

2 訓練

(1) 本市における訓練の実施

本市は、近隣市町村、県、国等関係機関と連携するなどして、国民保護措置についての訓練を実施するよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするように努める。

(2) 訓練の形態

- ・ 図上訓練
- ・ 市対策本部運営訓練
- ・ 情報受伝達訓練
- ・ 避難誘導訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目について

は、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう努める。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者等への対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施後においては、参加者等から意見を聴取するなど、検証を行い、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 本市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

オ 本市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

カ 本市は、訓練の開催の時期、場所等について、住民の参加が容易になるよう配慮する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

本市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備し、随時更新する。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

本市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行うなど、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

本市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等に配慮し、自然災害時の支援体制に準じて、災害時要援護者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

本市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、事業者の協力が得られるよう、連携・協力する関係づくりに努める。

(5) 事業所との連携

本市は、大規模な事業所における避難に関して、平素から、事業所における連携に努める。

(6) 救援に係る県との調整

本市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、県が行う救援を補助する場合に鑑み、本市の行う救援の内容等について、あらかじめ定めておく。

2 避難実施要領のパターンの作成

本市は、関係機関と緊密な意見交換を行い、消防庁が作成したマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、本市は、武力攻撃事態等において、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達することができるよう、あらかじめ伝達方法を定める。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

本市は、県から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や本市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、本市の行う救援の活動内容について、自然災害時における本市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ必要な準備をする。

(2) 基礎的資料の準備等

本市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の共有等

本市は、県が保有する、市域内の運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報並びに県が保有する運送経路に関する情報について県との共有に努める。

5 避難施設に係る情報の共有

本市は、県が行う避難施設の指定に際しては、収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

本市は、生活関連等施設がその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすもの、又は周辺地域に著しい被害を生じさせるものであることから、次の掲げる生活関連等施設のうち市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて、又は自ら保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

市長は、本市が管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、本市は、必要に応じ、県警察等に対し、支援を求める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇薬（薬事法）
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

本市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資機材について、次のとおり定める。

1 本市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、防災のために備えたものと共通するものが多いことから、原則として、防災のための備蓄と兼ねるとともに、必要となる物資及び資機材を備蓄し、又は調達する体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等の備蓄・調達体制については、国が行うこととされていることから、本市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県等との連携

本市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄・整備について、県と密接な連携のもとで対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 本市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

本市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

本市が管理する上下水道施設のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

本市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、土地及び建物に関する資料等について、既存のデータ等を活用する体制の整備に努める。

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、次のとおり必要な事項を定める。

1 国民保護に関する啓発

(1) 啓発の内容

本市は、武力攻撃災害による被害を最小化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身に付け、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、事態の特徴、武力攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性、措置における留意事項等について、啓発を行う。

(2) 啓発の方法

本市は、国及び県と連携し、市民に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、各種研修会、講演会等の機会をとらえ啓発を行う。また、高齢者、障害者等に対しては、各種広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(3) 防災に関する啓発との連携

本市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、市民への啓発を行う。

(4) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立小中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

本市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、本市は、わが国に対する弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内

閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など)等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALEERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について、平素から市民に対し周知するよう努める。

また、本市は、日本赤十字社、県、消防本部等などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、本市は、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階又は認定後における対策本部が設置されない場合においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

このため、こうした事態における初動体制を確立し、その被害の状況に応じた応急活動を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり市の初動体制について定める。

1 事態認定前における危機管理対策本部の設置及び初動措置

(1) 危機管理対策本部等の設置

ア 本市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、本市の危機管理対処方針に基づき、速やかに、危機管理体制レベル3の体制として市内危機管理対策本部（本部長は市長）を設置する。

イ 危機管理対策本部は、消防機関等を通じて発生した事案に係る情報収集に努め、国、県及び関係する機関に対して情報の提供を行うとともに、危機管理対策本部を設置した旨について、県に報告する。

(2) 初動措置の確保

本市は、危機管理対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

また、政府による事態認定がなされ、本市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 県等への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

危機管理対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、本市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに「危機管理対策本部」は廃止する。

本市は、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

本市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理対策本部等を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の配備体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるような全庁的な体制を構築する。

本市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定がなされ、市対策本部を設置すべき市の指定を受けた場合において、市対策本部を迅速に設置するため、次のとおり市対策本部を設置する場合の手順等について定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市長を本部長とする市対策本部を設置する。

なお、市危機管理対策本部を設置していた場合は、直ちに、市危機管理対策本部を廃止する。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の配備

市対策本部長は、市対策本部を設置したときは、あらかじめ定める職員配備計画に基づき職員を配備する。

エ 市対策本部の開設

本市は、市本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システム等資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 本部の代替機能の確保

本市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合には、消防本部庁舎又は保健福祉センターに市対策本部を設置する。

また、市区域外への避難が必要で、本市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、本市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合に

において、本市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び運営

市対策本部の組織及び運営については、市対策本部長が別に定める。

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃等による災害が発生した場合、その被害の軽減のため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行うものとする。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 本市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、本市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、自らが実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、本市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、本市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、本市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

カ 市対策本部の廃止

市長は、総理大臣から市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保及び機能確認

本市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に必要な防災行政無線、衛星携帯電話等の情報通信手段を確保するため、これらの情報通信手段の機能確認を行う。

また、支障が生じた場合には、情報通信施設の応急復旧作業を行うとともに、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(2) 通信輻輳により生じる混信等の対策

本市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため、防災行政無線の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努める。

(3) 各種通信手段の利用

本市は、電話、市防災行政無線等が使用不能となった場合、神奈川地区非常通信協議会の構成員に協力を得て、通信の確保を図る。

3 広報の実施

本市は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱を防止するため、市民に対して正確な情報を適切に提供する。

広報の実施に当たっては、本市は、防災行政無線、緊急メールシステム、インターネット等の広報手段を活用し、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を提供する。

本市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と本市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

本市は、県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により緊密な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

本市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図り、各種調整や情報の共有等を図る。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請の求め

本市は、本市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長等への措置要請

本市は、本市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関等への措置要請

本市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、本市は、当該機関の業務内容に照らし要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途

絶等により知事に対する自衛隊の部隊の派遣要請の求めができない場合は、市域を担当する神奈川地方協力本部長又は本市の協議会委員である隊員（陸上自衛隊第四施設群長）を通じて、東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村等への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

(2) 知事等への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 本市が、国民保護措置の実施のため、市の事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、次の事項を定めて委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ・ 上記に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

イ 市長は、他の地方公共団体に事務の委託を行ったときは、その内容を速やかに市議会に報告し、市は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 本市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び郵便事業（株）をいう。）に対し、当該

機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣を要請する理由
- ・ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

- (2) 本市は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣のあっせんを求める理由
- ・ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

- (3) 市の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、市長に協議する。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 本市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

この場合において、応援を求められた市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、その相互応援協定等に基づき行う。

イ 本市は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告し、本市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

本市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合に

は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

本市は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、県と連携し適切な情報提供等の必要な支援を行う。この場合において、本市は、自主防災組織の活動に従事する者の安全確保に十分配慮する。

(2) ボランティア活動への支援等

本市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の可否を判断する。

また、本市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録・派遣調整等ボランティアの受入れ体制の整備に努める。

(3) 救援物資の受入れ

本市は、県や関係機関等の協力を得て、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、国民、企業等からの救援物資の受入れや配分に係る必要な体制を整備する。

8 市民への協力要請

本市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報の伝達及び避難住民の誘導等

第1 警報の伝達等

本市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり必要な事項を定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに住民及び関係団体に伝達するものとする。

(2) 警報の内容の通知

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、他の執行機関、その他の関係機関に対し、警報の内容を通知するとともに本市のホームページに掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達方法については、当面、現在本市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

ア 市長は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれる場合には、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 市長は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に本市が含まれない場合には、市長が特に必要と認める場合を除き、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載などの手段により、周知するものとする。

また、広報車の使用、消防団による伝達、自主防災組織等の関係団体への協力依頼などの伝達方法も活用するとともに県警察とも密接に連携し拡声器や標示を活用し、警報の内容の伝達が適切かつ迅速に行われるよう努める。

(2) 市長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、災害時要援護者等への個別の伝達を行われるよう配慮する。

- (3) 警報の伝達においては、特に、高齢者、障害者等に配慮し、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。
- (4) 市長は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で住民及び関係団体に伝達する。この場合において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

3 緊急通報の伝達及び通知

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、原則として警報の伝達等に準じて緊急通報の内容を広く伝達し、通知するものとする。

避難住民の誘導は、本市の責務の中でも非常に重要な事項であることから、市は、避難の指示の住民等への通知、伝達及び避難住民の誘導について必要な事項を次のとおり定める。

1 避難の指示の通知及び伝達

市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を円滑に行えるよう、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

また、市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、住民に対して迅速に伝達し、通知する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にし、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

避難実施要領の策定において、高齢者、障害者等の避難方法について配慮するものとする。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項

市長は、避難実施要領に次の事項を定める。ただし、時間的な余裕がない場合においては、避難誘導のために必要不可欠な情報を簡潔に記載する。

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応ができるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、本市の他の執行機関、消防長、警察署長、自衛隊神奈川地方協力本部長等に通知する。

3 避難住民の誘導

(1) 避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、本市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

また、市長は、避難実施要領に沿って、連絡調整を行うとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

(2) 消防本部等の活動

消防本部及び消防署は、消防活動及び救助・救急活動の状況を考慮し、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による輸送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は、国民保護措置の実施を命じられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を図る。

(4) 自主防災組織に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織のリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保に努める。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全の確保等

本市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

本市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、県と連携し所要の措置を講じるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

本市は、管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

また、避難住民の誘導に係る物資等の配分について、他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、

その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

市長は、知事が実施する避難住民等の救援に関する措置の補助を行うこととされており、また、知事はその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができることから、本市は、次のとおり救援に関して必要な事項を定める。

Ⅰ 救援の実施

(Ⅰ) 救援の実施

市長は、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知があったときは、市長が行うこととされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て、次のとおり行う。

また、市長は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し厚生労働大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

ア 避難所の供与

(ア) 避難所の開設場所の決定

本市は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定する。

(イ) 避難所の開設

本市は、施設の点検を行った後に避難所を開設する。避難所には、市職員、教職員、ボランティア等を配置して、避難住民等の生活支援、救援物資の受入等を行う。

(ウ) 避難所の周知

本市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民等に周知するとともに県に連絡する。

(エ) 避難所の管理運営

・本市は、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者、市の職員等で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。

・本市は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。またプライバシーの保護に特に配慮する。

・本市は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。

・本市は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して対応する。

イ 応急仮設住宅の供与等

(ア) 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理

本市は、必要があるときは、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施する。

(イ) 応急仮設住宅等への入居者募集

本市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、災害時要援護者その他特に配慮を要するものの入居に十分に配慮する。

(ウ) 市営住宅への一時入居

本市は、避難住民の一時入居のため、その管理する市営住宅の空室を積極的に活用する。

(エ) 民間アパート等の活用

本市は、民間アパート等の管理者に対して避難住民の一時入居について協力を要請する。

ウ 食品の給与及び飲料水の供給

(ア) 飲料水の供給活動

本市は、秦野市水道局等の主要配水池、非常用飲料水貯水槽等から給水車又は給水容器を用いて搬送すること等により飲料水を確保し、応急給水を行う。

(イ) 応急飲料水以外の生活用水の給水

本市は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

(ウ) 食品の調達・集積・分配・供給活動

- ・本市は、避難住民等の人数等を把握し、食糧の必要量の見積を行う。
- ・本市は、備蓄食糧、広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。

エ 生活必需品の給与又は貸与

(ア) 本市は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量を見積もる。

(イ) 本市は、備蓄生活必需品、広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に対し供給する。

オ 医療の提供及び助産

(ア) 本市は、医療機関、学校等に救護所を設置し、医療及び助産を実施する。

(イ) 本市は、傷病者の重傷度、緊急度による治療優先度の決定（トリアージ）と被災傷病者の応急措置を行うため、秦野市医師会、秦野伊勢原歯科医師会等の協力を得て、救護隊を編成し、救護所に派遣する。

(ウ) 消防機関は、救急患者の搬送に際し、救命情報システムによる情報連絡体制を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

(エ) 本市は、救護活動を実施するに当たっては、備蓄医薬品等を活用する。
なお、医薬品等に不足が生じた場合には、秦野市薬剤師会等に要請し、調達する。

カ 被災者の捜索及び救出

本市は、県警察、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれのない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生命不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

キ 埋葬及び火葬

(ア) 本市は、遺体の引取人がない場合又は引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができないときは、各寺院で仮埋葬を、秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場で火葬の処理を行う。

(イ) 本市は、必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の協力を得て、広域的な火葬を行う。

ク 電話その他の通信設備の提供

本市は、電気通信事業者に要請し、電話、インターネット等の利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保し、避難住民に対し提供する。

ケ 学用品の給与

本市は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

コ 死体の捜索及び処理

(ア) 死体の捜索

本市は、所轄警察署、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ死亡していると推定され

る者を捜索するとともに、捜索によらず死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を行う。

(イ) 死体の処理

・本市は、武力攻撃災害時には、文化会館に遺体収容所を開設し、捜索により収容された死体を搬送する。

・本市は、所轄警察署等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

・本市は、所轄警察署の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった死体を所轄警察署と協力して遺族又は関係者に引渡すとともに、身元の確認ができない死体の引渡しを受ける。また、検案終了後に必要に応じて、死体の洗浄、縫合、消毒を行う。

・本市は、身元が確認できず、所轄警察署から引渡しを受けた死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理するものとする。

サ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

本市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことができない場合又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状況にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

(2) 救援の補助

市長は、上記で市長が行うこととされた救援を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 救援における物資の売渡し要請等

市長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、次の要請等を行うことができる。

なお、市長は、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続の下に行う。

(1) 要請等の内容

- ア 物資の売渡し要請等
- イ 土地等の使用
- ウ 医療の実施の要請

(2) 公用令書の交付

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合には、事後に交付する。

(3) 立入検査

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等への立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。

この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを掲示しなければならない。

(4) 要請に応じて医療を行う者の安全確保

市長は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分配慮する。

3 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長が、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合には、避難住民の運送に準じて行う。

本市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を考慮の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、次のとおり必要な事項を定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

本市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している本市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、収集に当たっては、個人情報の保護に十分留意し、住民基本台帳など、本市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行うものとする。

(2) 安否情報収集の協力要請

本市は、安否情報を保有する医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する。この場合においては、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

本市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

2 県に対する報告

本市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する様式に必要事項を記載した書面により県に送付し、報告する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 本市は、安否情報の照会窓口について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報省令に規定

する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。

ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

(2) 安否情報の回答

ア 本市は、安否情報の照会に係る者の当該情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かを回答する。

イ 本市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を所定の様式により回答する。

ウ 本市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 本市は、安否情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に留意し、データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

本市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、個人情報の保護に配慮し、保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

本市は、武力攻撃災害への対処においては、特殊な災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して次のとおり基本的な事項を定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、本市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 知事に対する国の対策本部長への措置要請の求め

市長は、災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国の対策本部長に必要な措置の実施を要請するよう求める。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

本市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長等への通報

消防長は、武力攻撃に伴って発生する火災や毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防長又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

本市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

(3) 本市が管理する施設の安全の確保

本市は、市が管理する生活関連等施設について、必要に応じ県警察等と連携し、警戒等の措置を実施する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、既存の法令に基づく規制措置を講じるほか、緊急の必要があると認めるときは、国民保護法施行令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための次の措置を講ずべきことを命じる。

- ・ 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ・ 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ・ 所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況の報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記に掲げた措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

本市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処について、次のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 地域防災計画（特殊災害対策）に準じた措置の実施

本市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（特殊災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講じる。

2 NBC攻撃による災害への対処

本市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、警戒区域を設定し、退避を指示する。

本市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

本市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対応を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

本市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

ア 核攻撃等の場合

本市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

本市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

本市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止措置に係る市長の権限

市長は、知事により汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具 その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具 その他の物件	・廃棄

5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮する。

本市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施について、次のとおり必要な事項を定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

イ 市長は、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられる場合には、屋内への退避を指示する。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 本市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に公表を行う。

イ 市長は、知事、警察官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

ウ 本市は、必要がある場合には、警察官に対し、退避の指示を行うことを要請する。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を伝達する本市の要員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や本市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市長は、本市の職員及び消防機関の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う本市の要員に対して、武力攻撃事態においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 事前措置

- (1) 市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者若しくは管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。
- (2) 市長は、必要があるときは、警察署長に対し、事前措置の指示を行うことを要請する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

イ 市長は、警戒区域を設定したときは、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、本市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、随時、警戒区域の範囲の変更等を行う。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講じるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

オ 市長は、知事、警察官、自衛官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に必要な活動について調整を行う。

カ 市長は、必要があるときは、警察官に対し、警戒区域の設定を行うことを要請する。

(3) 安全の確保等

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。

- ・ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下「工作物」という。）の除去その他必要な措置

(2) 市長は、工作物等を除去したときは、当該工作物を保管するとともに、当該工作物等の占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示する。

5 消防に関する措置等

(1) 本市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等

を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、本市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の整備を行う。

(6) 消防の応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携がとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように国、県からの情報を市対策本部に集約し、県警察等

との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、本市対策本部との連絡体制を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

エ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職員、消防団員等に対し、特殊標章を交付し着用させる。

第8章 被災情報の収集及び報告

本市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 本市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所若しくは地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、情報収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

- (2) 本市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領に基づき、直ちに被災情報の第1報を報告する。その後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、県に被災情報を報告するものとする。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

本市は、避難所等の保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

(1) 保健衛生対策

本市は、避難先地域に対して、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

本市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、平塚保健福祉事務所秦野センター等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

本市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 本市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 本市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 本市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

本市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

ア 本市は、地域防災計画（災害廃棄物等処理計画）の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考とし、

廃棄物処理体制を整備する。

イ 本市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 本市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 本市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

本市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について協力する。

1 生活関連物資等の価格安定

本市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

(2) 公的徴収金の減免等

本市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期限の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

本市は、水道事業者及び水道用水供給事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 公共的施設の適切な管理

本市は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

本市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で保護される特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等

3 特殊標章等の交付及び管理

市長又は消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ・ 本市の職員（消防長所管の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 消防長
- ・ 消防長所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

本市は、国、県及びその他関係機関と協力し、特殊標章等及び赤十字標章等の意義並びにその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第1章 応急の復旧

本市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 本市が管理する施設及び設備の緊急点検等

本市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

本市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を考慮し復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

本市は、応急の復旧のための措置を講じるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 本市が管理するライフライン施設の応急復旧

本市は、武力攻撃災害が発生した場合には、本市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

(2) 県及び指定地方公共機関に対する支援

本市は、水道、ガスのライフライン事業者である県及び指定公共機関から応急のため支援の要請があった場合には、要請の内容を把握したうえで、所要の措置を講じる。

3 輸送路の確保に関する応急復旧等

本市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

本市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

本市は、武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、本市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 本市が管理する施設及び設備の復旧

本市は、武力攻撃災害により本市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を考慮しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を考慮し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

本市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

本市は、国民保護措置の実施に要した費用で本市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

本市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

本市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、損失を生じさせた場合、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

本市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

本市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、本市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対応事態への対応

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

本市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を考慮して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、本市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる市域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

秦野市国民保護計画

平成19年(2007年)3月発行

平成19年(2007年)12月改定

平成28年(2016年)4月改定

平成31年(2019年)4月改定

令和6年(2024年)3月改定

編集発行 秦野市くらし安心部地域安全課

秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-5111 (代表)

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>